

特集03

桜の季節到来

赤城南面千本桜まつり

■ 前橋観光コンベンション協会
☎027・235・2211

さくら名所100選に選ばれた本市を代表する桜の名所「赤城南面千本桜」で、桜まつりを開催します。

まつりは4月1日(土)から16日(日)まで



宮城支所 前原 正道



■ 児童文化センターの桜観察
4月2日(日)午後1時から3時まで児童文化センターで、こども公園環境教室「サクラ観察会」を開催。対象は先着30人です。
申し込み=3月18日(土)から同館 ☎027-224-2548へ

赤城裾野でさくらまつり

■ 同実行委員会 ☎027-284-0011

桜が咲き誇る、大胡ぐりーんふらわー牧場で、さくらまつりを開催。芸能発表や模擬店、スタンプラリーなどを行います。
日時=4月2日(日)午前10時~午後3時



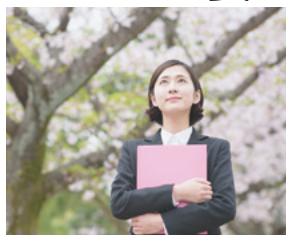
恒例のお花見ステージやふれあい物産市、フリーマーケットなどの催しで盛り上げられます。期間中は約1.3キロの桜のトンネルを夕方からライトアップ。今年は4月5日(水)・6日(木)に開催する全国さくらサミットを記念し、5日からは光の色を変化させます。隣接の「みやぎ千本桜の森」では、一面のシバザクラの美しいじゅうたん、37種約500本の桜、今年新たに植えた菜の花畑が広がります。
臨時駐車場料金 普通車500円、バイク100円、小型バス1,500円、大型バス3,000円



就職や退職の際には

国保や国民年金の届け出必要

人生の節目には、国民健康保険や国民年金の届け出が必要になります。



しても、自動的に国保の加入にはなりません。必ず届け出が必要です。

国民健康保険(国保)の加入脱退の届け出は、左表のほか、印鑑や世帯主と該当する人の個人番号カードか通知カードを用意して、14日以内に市役所市民課か各支所に届け出てください。

■ 保険証の再交付
運転免許証やパスポートなど本人確認書類と破損の場合は破損した保険証を用意し、市役所国民健康保険課か各支所、上川淵・桂萱・元総社・南橋・東市民サービスセンターに届け出てください。

国民健康保険の主な届け出		
届出が必要な場合	届出先	用意する物
他の市区町村から転入した	届出者の本人確認書類	
職場の健康保険をやめたか、扶養家族でなくなった	社会保険離脱証明書※、届出者の本人確認書類	
子どもが生まれた	届出者の本人確認書類	
生活保護を受けなくなった	保護停止・廃止決定通知書、届出者の本人確認書類	
他の市区町村に転出する	保険証	
職場の健康保険に入ったか扶養家族になった	国民健康保険証と加入した職場の健康保険証(認定日が記入されたもの)	
死亡した	保険証	
生活保護を受けるようになった	保険証、保護開始決定通知書	
住所、世帯主、氏名などを変更した	保険証、届出者の本人確認書類	
その他	保険証、在学証明書か学生証の写し、届出者の本人確認書類	

※社会保険離脱証明書は各事業所が各健康保険組合で発行

国民年金の主な届け出		
理由	届出先	届出先
第1号被保険者(自営業者や学生など)	就職して厚生年金や共済組合に加入した	本人が勤務する事業所
	結婚や配偶者の就職などで、第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者が勤務する事業所
第2号被保険者(会社員や公務員など)	20歳から60歳までに退職した	市役所市民課か各支所
	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者が勤務する事業所
第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)	就職して厚生年金や共済組合に加入した	本人が勤務する事業所
	配偶者の扶養でなくなった	市役所市民課か各支所

国民年金
国民市民課 ☎027・898・6254
退職して国保に加入すると、国民年金の届け出も併せて行われます。退職時に社会保険を任意継続した人は、本人確認書類と社会保険離脱証明書か退職辞令を用意して、市役所市民課か各支所に届け出てください。その他は上表のとおりです。

3月下旬に郵送します 新入生に福祉医療の資格者証

■ 国民健康保険課 ☎027-898-6253

今年小中学校に入学する子ども福祉医療費受給資格者に、4月1日(土)から使用する新たな受給資格者証を送ります。4月以降の受診時は、医療機関に新しい受給資格者証と健康保険証と一緒に提示してください。また、中学生までの重度心身障害者福祉医療費や母子・父子家庭等福祉医療費を受けている人は、現在持っている受給資格者証を使用してください。

■ 新たな対象者は申請が必要
福祉医療費の対象になるのは、子どものほか重度心身障害者、高齢重度障害者、母子・父子家庭などです。要件など、詳しくは問い合わせるか本市ホームページをご覧ください。

■ 入院時などは認定証を受けて
入院などで福祉医療費を受ける人の医療費が高額になる場合、事前に加入している健康保険から限度額適用認定証か限度額適用・標準負担額減額認定証の交付手続きを。認定証がないと自己負担が発生することがあります。

